介護

所定の要介護認定を受けた場合に、契約内容に応じて保険金を年金払あるいは一時金払でお受け取りいただけます。

団体保険4

団体介護補償保険

30%割引
(団体割引30%)

〈団体総合生活保険〉〈1年更新型・掛け捨て〉

保険期間2023年1月1日午後4時～2024年1月1日午後4時まで

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社

特　長

(イーチョイス) e-CHOICE での手続きが可能です。

① 公的介護保険制度に基づく要介護状態と連動して補償

・介護に必要な、長期にわたる月々の費用が心配。こんな場合は年金払型タイプ
・介護の初期に必要な、まとまった費用が心配。こんな場合は一時金払型タイプ
・年金払型タイプと一時金払型タイプの両方に加入すると、月々の費用にも初期の費用にも備えができます。

② ご両親、ご家族の加入でも代理告知が可能

保険の対象となる方からのご依頼を受けたご加入者が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことが可能です。

③ 退職後も継続可、84歳まで更新可能！

④ 充実のサービス（認知症アシスト） 年金払型

Aタイプ[年金払型]では、認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス(捜索支援サービス等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、P20「サービスのご案内」をご参照ください。)。

⑤ ご加入者は、メディカルアシスト等のサービスが受けられます。詳しくはP29をご覧ください。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年　齢	39歳以下	40歳以上64歳以下 *1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状　態　像
非該当(自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

一時金払 Bタイプ

年金払 Aタイプ

介護になったときの費用が不安…

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護は身近なリスク

● 要介護・要支援認定者数および認定率

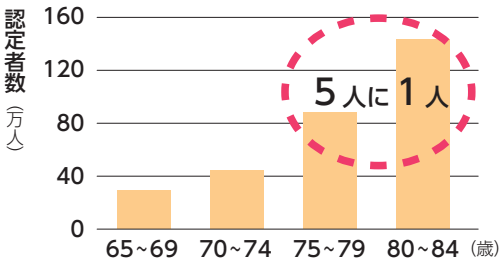

［出典］「令和元年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)、「令和元年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

介護期間と自己負担額

介護期間▶平均 61.1 ヶ月／月々の自己負担額▶平均 8.3 万円

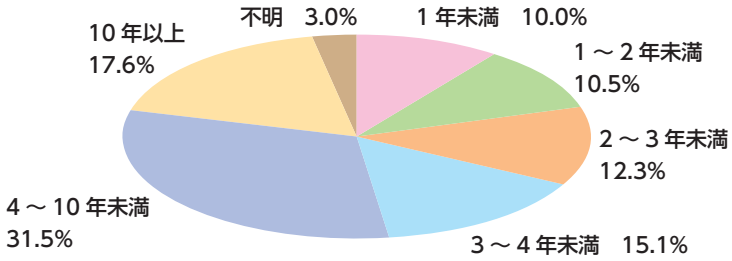

［出典］ (公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

75～84歳では5人に1人が要介護・要支援状態に　しかも　月々の自己負担額 平均 8.3 万円　介護は長期間におよびます ・約 64% が 3 年以上／・平均介護期間 61.1 ヶ月

【費用総額のシミュレーション（1人あたり）】

月々の自己負担額 平均 **8.3万円** × 介護期間 平均 **61.1ヶ月** ＝ 費用総額 平均 **約507万円**

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

実際に　「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の 59.1％にのぼっており、費用面での心配をしている方が多くいます。　【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

だから　**長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。**

補償の型	A タイプ【年金払型】	B タイプ【一時金払型】
	保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護３以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年１回、その日を含めて最大 10 年間（10 回）にわたり保険金をお支払いします。	保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護２以上になった場合に保険金（一時金）をお支払いします。
保険金お支払い方法	◆保険金額：30 万円　◆てん補期間：10 年（途中で死亡した場合、保険金のお支払いは終了します。）	上記補償の型の条件を満たした場合に、保険金（一時金）をお支払いします。

＊1 公的介護保険制度に基づく要介護３以上の認定を受けた状態をいいます。

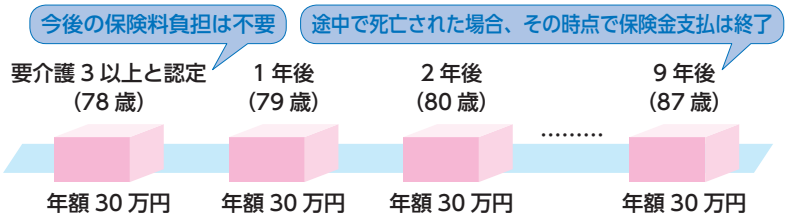

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については、【別冊】P8 をご覧ください。

保険金額・保険料（1口あたり）〈本人型〉

保険期間：1年間
（年金払型はてん補期間*1：10 年（10 回目の保険金支払基準日まで））

補償の型		公的介護保険連動型（要介護３以上）年金払型		公的介護保険連動型（要介護２以上）一時金払型
タイプ名		A		B
加入上限		3口		3口
保険金額		10 万円 / 年		100 万円
保険料		男性	女性	性別共通
保険料（月払）	40～44 歳	10 円	10 円	10 円
	45～49 歳	10 円	10 円	20 円
	50～54 歳	20 円	10 円	40 円
	55～59 歳	30 円	20 円	80 円
	60～64 歳	50 円	40 円	160 円
	65～69 歳	110 円	140 円	450 円
	70～74 歳	180 円	270 円	950 円
	75～79 歳	400 円	600 円	2,070 円
	80～84 歳	（更新のみ）800 円	（更新のみ）1,250 円	4,760 円

※ 1被保険者につき、1補償1タイプとなりますので、両方の補償に加入いただく際は被保険者追加が必要になります。インターネット(e-CHOICE)でお申し込みの場合は、画面左下の被保険者様タブ下にある「被保険者追加」ボタンから追加してください。紙の加入依頼書でお申し込みの場合は、被保険者追加に○をつけてください。

※ ご加入後、保険金のお支払い方法を年金払から一時金払、または一時金払から年金払へ変更することはできません。

※ 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別（年金払型の場合）によって異なります。

※ 保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、
年金払型の場合は、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。
一時金払型の場合は、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

「団体総合生活保険　認知症アシスト付き　年金払介護補償」専用の無料サービスです。

パンフレットP18～19の介護補償(年金払介護)にご加入いただいた場合にご利用いただけます。

認知症アシスト　サービスのご案内

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

■ 捜索支援サービス

0120-775-677　受付時間：土日祝日、年末年始を除く 午前9時～午後5時

◆【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします(＊1)。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡して ID を入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

(＊1) ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて１回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
※ ステッカーの有効期限は登録から３年２か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

特許技術活用ステッカーにより、個人情報が保護された状態で直接発見した方と連絡が取れます！

緊急連絡ステッカー(イメージ)

◆【捜索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、(一社) セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト(＊2)」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「捜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

(＊2) 「緊急連絡ステッカー」と「捜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

こころの目でみまもりあえる街を
みまもりあいプロジェクト
Android　iPhone

平仮名「みまもりあい」で検索、または上記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

■ 脳の健康度チェック

0120-002-531　受付時間：土日祝日、年末年始を除く 午前9時～午後5時

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のう KNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約 15 分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※ 本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※ 本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※ お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 認知症介護電話相談

0120-801-276　受付時間：土日祝日、年末年始を除く 午前9時～午後5時

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム(＊3)」をご利用いただくことも可能です。

(＊3) お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

■ 脳機能向上トレーニング

㈱ NeU が提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力など脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』
[ホームページアドレス] https://tmnf-brain-training.jp

左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。

監修：川島隆太氏

※ 本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※ 本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※ お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 「認知症の人と家族の会」の紹介

0120-775-677　受付時間：土日祝日、年末年始を除く 午前9時～午後5時

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会(＊4)」をご紹介します。(＊5)

(＊4) 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
(＊5) 年会費については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください　(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者(＊1)・ご親族(＊2)の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
(＊1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
(＊2) 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。